

一般財団法人 山口県知的障害者福祉協会 施設入所者共済互助会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、施設入所者共済互助会(以下「本会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第2条 本会の事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 入院給付金の給付
- (2) 健康手当金の給付

(支部の設置)

第3条 本会の事業を円滑に運営を図るため、施設・事業所ごとに支部を置くものとする。

- 2 支部には、支部長を置き、施設・事業所の長をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、支部に関し、必要な事項は別に定める。

(書類の経由)

第4条 この規則による書類の提出及び送付は、支部長を経由するものとする。

- 2 会員の資格を失った者で、この規則により会長に書類を提出するときは、会員の資格を失ったときの支部長を経由するものとする。

第2章 会 員

(会員の範囲)

第5条 本会の会員は、県内の知的障害児者の施設入所者(会員施設・事業所の利用者をいう。)とする。

(資格の取得)

第6条 本会の会員となろうとする者は、加入申込者(様式第1号)を会長へ提出するものとする。

- 2 会員の資格は、前項手続きを行った月(月の途中で手続きをした場合は翌月)の初日から発生するものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は、退会によるもののほか、第5条の規定に該当しなくなったときは、その翌日から会員の資格を失う。ただし、支部のある施設間の移動に伴う退所の場合は、資格は継続するものとする。

- 2 会員が退会するときは、退会届(様式第2号)を会長に提出するものとする。

第3章 掛金及び給付

(掛金)

第8条 会員は、次により掛金を納入するものとする。

- (1) 掛金の額は、39歳以下は月800円とし、40歳以上は月1,000円とし、年額一括払いとする。
- (2) 掛金は、会員が所属する支部単位で徴収し、加入月の10日までに互助会掛金納入書(様式第3号)を添付して、支部ごとに一括して納入するものとする。
- (3) 途中加入者は、途中加入月(月の途中で加入した場合はその翌月)から年度末までの掛金を一括納入する。
- (4) 年の途中で退会した場合は、途中退会月(月の途中で退会した場合はその翌月)から年度末まで掛金の返還をする。ただし、会員が同一会計年度に給付金を受けた場合は、掛金の返還はしないものとする。

(給付)

第9条 第2条に規定する給付は、次のとおりとする。

- (1) 入院給付金
 - ア 入所者が入院した場合は、入院給付金を給付する。ただし、日帰り入院は給付しない。
 - イ 入院給付金の額は、1日7,000円とする。

ウ 入院給付金の合計は、一会計年度10万円を限度とする。ただし、年度をまたがる場合は単年度精算とする。

(2) 健康手当金

ア 同一会計年度で掛金を完納し、入院給付金を受けなかった者には、健康手当金を給付する。

イ 健康手当金の額は、3,000円以上5,000円以内の範囲内で当年度の収支状況を勘案しながら、最終補正予算を議決する理事会において決定した額とする。

(請求)

第10条 入院給付金の請求は、入院給付金請求書(様式第4号)を、健康手当金の請求は、健康手当金請求書(様式第5号)を提出するものとする。

(給付制限の認定等)

第11条 会長は、第9条に規定する給付を受けた者又は受けようとする者が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決定により、その一部又は全部を取り消し、又は返還させることができる。

- (1) 給付を受ける原因が、会員の故意によるとき。
- (2) 第三者加害行為により損害賠償を受けたとき。
- (3) 給付を受けることについて、不正又は虚偽の事実があったとき。
- (4) 掛金納入の義務を履行しないとき。

(給付の支払い方法)

第12条 給付金は、次条の預金口座に振込み、支部長がこの預金口座から会員等に支払うものとする。

(預金口座の設置義務)

第13条 支部は、会長が指定する金融機関に預金口座を設けるものとする。

(会計)

第14条 互助会の会計は、特別会計とする。

(余剰金の取り扱い)

第15条 余剰金は積立金に充当する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規則は、昭和60年7月1日より施行する。

この規則は、平成元年4月1日 一部改正

この規則は、平成3年4月1日 一部改正

この規則は、平成6年10月1日 一部改正

この規則は、平成8年4月1日 一部改正

この規則は、平成9年4月1日 一部改正

この規則は、平成10年9月18日 一部改正

この規則は、平成12年5月23日 一部改正

この規則は、平成13年4月5日 一部改正

ただし、平成13年4月、5月の2ヶ月分の掛金の納付金額は、各々改正前の掛金額で足りることとし、未納付

となった改正後の掛金額との差額は、6月分の掛金額に併せて納付しなければならないものとする。

この規則は、平成17年4月1日 一部改正

この規則は、平成20年4月1日 一部改正

この規則は、平成25年4月1日 一部改正

この規則は、令和2年4月 日 一部改正

ただし、改正後の第9条第1項第2号イの規定は平成31年度(令和元年度)分の健康手当金から適用する。

- 2 互助会制度の検証・見直しは適宜行う必要があり、5年ごと又は必要に応じて大規模検討・見直しを図るための検討委員会を招集・開催していくものとする。